

弁護士報酬を考える

弁護士増員問題の発端は、そもそも市民の側に、弁護士を、ひいては司法を利用しにくいという不満が存在したことにある。これらの不満を、仮に司法アクセスに関する問題と考えれば、司法アクセスを阻害する要因は、弁護士数の不足の問題だけではない。他の要因も総合的に考える必要があるだろう。

そこで今回は、司法アクセスを阻害するその他の要因のひとつとして、弁護士報酬の問題を取り上げた。弁護士報酬に関する「高い」「わか

りづらい」という声は本当だろうか。市民と弁護士をつなげるための対策をどのように考えたいのだろうか。

弁護士を利用する利用者は、その反復性の点から個人の場合と法人の場合とで大きく異なる。そこで両者を分けて、それぞれの利用者側からの声に弁護士側が答える形を取ってみた。また、マスコミ界からの声や弁護士側の率直な意見もさぐってみた。最後に、紛議調停という紛争現場からの報告もお届けする。

1-1 市民から見た弁護士費用

.....● 山田正記先生へ

東京大学法学部教授 太田 勝造



このたび市民から見た弁護士費用について論考を書いてみました。是非山田先生の御意見をいただきたくお送りします。

中学生や高校生といった食べ盛りの子どもとお寿司を食べに行くことになったとしよう。親としての懐具合の「不安」や「恐れ」を、いわゆる回転寿司

に行く場合と全品時価の高級寿司店に行く場合とで比較すれば、それは明らかであろう。貧困層と境を接する程度の所得しかない大学教授は、したがって「安心」を求めて回転寿司へ行く。高級寿司店と回転寿司とでの「不安」や「恐れ」の差は、単に回転寿司の方が高級寿司店よりも価格が安いということだけに起因しているのではない。この点は、衣類を

買いに量販店に行く場合と高級ブティックに行く場合に場面を入れ替えてみれば分かる。高級ブティックに買い物に行くときは、どのくらいの予算を準備するか心積もりができるので「不安」や「恐れ」を強く感じるということはあまりないからである。

では、弁護士に委任して訴訟をする場合はどうであろうか。高級寿司店であろうか、高級ブティックであろうか。いうまでもなく、訴訟利用経験のまだない市民は、必ずや「不安」と「恐れ」を強く感じるであろうから、高級寿司店の方であろう。したがって、多くの市民はかなり深刻な問題や紛争を抱えていても、弁護士に依頼して裁判を起こすには「ためらい」を強く感じることになる。人間の行動を規定する要因は、単に情報の中身だけではない。人間行動に対しては、情報の質やあり方も大きな規定力を有する。ここでの情報の質やあり方とは、価格情報の不確実性である。弁護士費用がどれだけになるか「皆目見当がつかない」という状況が、潜在的訴訟利用者たる一般市民に対して大きな「不安」や「恐れ」をもたらし、弁護士利用に対する「ためらい」を惹起し、訴訟利用への阻害要因となっている。

以上の点は経済学の基本原理からも確認できる。市場で創発する秩序状態がパレート最適という社会的望ましさのひとつの必要条件を満たすためには、市場が完全競争的でなくてはならない。市場が完全競争的であるためには、たとえば、生産者と消費者からなる市場参加者の誰も価格決定力を一切持っていないはず、いわゆる「プライス・テイカー」でなくてはならない。そのような市場での需給の聞き

合い、すなわち、競業他者に勝つためにより安く提供しようとする供給者同士の競争と、競争相手に勝つためにより高く買おうとする消費者同士の競争の相互作用たる市場によって決定される価格は、いわば市場のすべての情報を反映したものとなる。いいかえれば価格は市場の機能にとって決定的に重要な集約情報なのである。したがって、価格がいくらかについての不確実性がある場合には、市場参加者は合理的な意思決定ができず、市場は効率性を達成できなくなる。弁護士サービス市場を観念すれば、弁護士報酬という「価格」に不確実性が大きい、ないし、潜在的需要者たる市民の観念において価格が不確実であると思われるならば、効率的な価格形成は期待できず、市民の側の合理的な弁護士利用、ひいては合理的な訴訟利用ができなくなるということである。

法と経済学の抽象論はそれとして、では、現実はどうなのであるか。本当に人々は弁護士費用について「見当もつかず」、弁護士利用について「不安」や「恐れ」を感じているのであろうか。文部科学省の科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法（民事紛争全国調査）」（領域代表・村山眞維明治大学法学部教授，2003年度～2008年度）で行った一般人に対する調査の結果を見てみよう。一般人については2006年度に、全国から層化ランダム抽出割当法（quota sampling）による質問票調査で1000サンプルを蒐集している。

まず、裁判の費用に関する一般的なイメージを次のような質問で尋ねた。「あなたの裁判に対するイメー

【表1】

| 裁判に対する一般人のイメージ 裁判には費用がたくさんかかる | | | |
|----------------------------------|------|------|-------|
| | N | % | 5項目% |
| 1. そうは思わない | 22 | 2.2 | 2.42 |
| 2. どちらかといえばそうは思わない | 30 | 3 | 3.30 |
| 3. どちらともいえない | 72 | 7.2 | 7.92 |
| 4. どちらかといえばそう思う | 393 | 39.3 | 43.23 |
| 5. そう思う | 392 | 39.2 | 43.12 |
| 小計1 | 909 | 90.9 | 100 |
| わからない | 90 | 9 | |
| 無回答 | 1 | 0.1 | |
| 小計2 | 91 | 9.1 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

ジはどのようなものですか。以下の点についてあてはまる程度でお答えください。(1) あなたは「裁判には費用がたくさんかかる」と思いますか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。」回答は「1. そうは思わない」から「5. そう思う」までの5段階尺度を選択してもらった。これに対する回答の集計が【表1】(Nは回答者数)である。以下の%については、5項目%ないし4項目%の数字を取り上げる。

このように圧倒的大多数(約86%)が「裁判には費用がたくさんかかる」というイメージを持っている。ではより具体的に、裁判に関する費用の主要部分を占める弁護士費用についてはどうであろうか。

【表2】

| 弁護士を選ぶ際に考慮すること・弁護士費用 | | | |
|----------------------|------|------|-------|
| | N | % | 5項目% |
| 1. 考慮する | 545 | 54.5 | 57.67 |
| 2. ある程度考慮する | 314 | 31.4 | 33.23 |
| 3. どちらともいえない | 73 | 7.3 | 7.72 |
| 4. あまり考慮しない | 7 | 0.7 | 0.74 |
| 5. 考慮しない | 6 | 0.6 | 0.63 |
| 小計1 | 945 | 94.5 | 100 |
| わからない | 52 | 5.2 | |
| 無回答 | 3 | 0.3 | |
| 小計2 | 55 | 5.5 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面したとし、弁護士に依頼することになったとしたとき、弁護士を選ぶ上で弁護士費用はどの程度考慮されるかを質問した。それが次の質問である。「あなたが裁判を弁護士に依頼することになったとします。その弁護士を選ぶ際に以下の事項についてどの程度考慮しますか。あてはまる程度でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。」回答は、弁護士費用について「1. 考慮する」から「5. 考慮しない」までの5段階尺度で聞いた。その回答の集計結果が【表2】である。

このように圧倒的大多数(約91%)が弁護士の選任にあたって弁護士費用を「考慮する」ないし「あ

【表3】

| 弁護士にどの程度説明してほしいか：弁護士費用 | | | |
|------------------------|------|------|-------|
| | N | % | 5項目% |
| 1. よく説明してほしい | 831 | 83.1 | 85.41 |
| 2. ある程度は説明してほしい | 129 | 12.9 | 13.26 |
| 3. どちらともいえない | 9 | 0.9 | 0.92 |
| 4. あまり説明してくれなくてよい | 3 | 0.3 | 0.31 |
| 5. 説明してくれなくてよい | 1 | 0.1 | 0.10 |
| 小計1 | 973 | 97.3 | 100 |
| わからない | 26 | 2.6 | |
| 無回答 | 1 | 0.1 | |
| 小計2 | 27 | 2.7 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

る程度考慮する」と答えている。

以上から、その圧倒的大多数が訴訟利用経験のない一般人は、裁判には多くの費用がかかるというイメージを持ち、弁護士選任にあたっては弁護士費用を大きく考慮することが分かる。

では、一般市民は弁護士費用について、どの程度具体的な知識を有しているのだろうか。知っていれば弁護士に弁護士費用について説明して欲しいとは思わないであろうという想定の下に、「あなたが裁判を弁護士に依頼することになったとします。あなたはその弁護士に、以下の事項についてどの程度説明してほしいですか。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。」との質問をした。回答は、「1. よく説明してほしい」から「5. 説

明してくれなくてよい」までの5段階尺度を選んでもらった。その回答の集計が【表3】である。

このように、圧倒的大多数（約99%）が「よく説明してほしい」または「ある程度は説明してほしい」と回答している。これを裏返せば、弁護士報酬についての具体的な知識が人々には欠如していることが推測される。だからこそ弁護士には報酬について説明を求めているのである。

この民事裁判利用者の調査の一環として、予備的に民事裁判経験者に面接調査を行った。その際に耳にする苦情として、「弁護士さんに依頼した際には、弁護士費用は紛争対象の利益額で決まるといわれたのに、他の裁判所などへ出張するたびに、旅費は別だとして逐次請求された上に、明細を見ると電車のグリーン車料金や航空機のビジネスクラス料金を当たり前のように請求していた」というものがあつた。弁護士の中には、そのような請求はしないという方も散見されたことも事実である。いずれにせよ、これらの逸話から浮かび上がるのは、裁判費用、弁護士費用一般、そして弁護士費用の内訳などについて一般人は事前には知識がないということである。この点を確認するために、裁判に関する費用の知識を以下の形で質問した。

「裁判にかかるお金を弁護士に支払うときの、以下の内訳項目についてご存知ですか。以下の事項についてお答えください。

(1) 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別（もっともあてはまるもの1つを選んでください）。

【表4】

| 裁判にかかるお金を弁護士に支払う際の内訳項目の認知度 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別 | | | |
|--|------|------|-------|
| | N | % | 4項目% |
| 1. よく知っている | 9 | 0.9 | 0.90 |
| 2. 知っている | 71 | 7.1 | 7.12 |
| 3. あまり知らない | 251 | 25.1 | 25.18 |
| 4. 知らない | 666 | 66.6 | 66.80 |
| 小計 | 997 | 99.7 | 100 |
| 無回答 | 3 | 0.3 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

- 1 よく知っている 3 あまり知らない
2 知っている 4 知らない

(2) 弁護士報酬と弁護士実費の区別（もったもあてはまるもの1つを選んでください）。

- 1 よく知っている 3 あまり知らない
2 知っている 4 知らない

この質問に対する回答の集計が【表4】【表5】である。

まず、弁護士費用と裁判所に納める費用の区別についてはこのように、圧倒的多数の3人に2人は「知らない」のであり、「あまり知らない」も含めると約92%に上る。逆に言えば、知っているのは約8%でしかない。また、弁護士報酬と弁護士実費の区別についても約63%の者が「知らない」のであり、「あまり知らない」も含めると約90%に上る。

【表5】

| 裁判にかかるお金を弁護士に支払う際の内訳項目の認知度 弁護士報酬と弁護士実費の区別 | | | |
|--|------|------|-------|
| | N | % | 4項目% |
| 1. よく知っている | 14 | 1.4 | 1.40 |
| 2. 知っている | 88 | 8.8 | 8.81 |
| 3. あまり知らない | 264 | 26.4 | 26.43 |
| 4. 知らない | 633 | 63.3 | 63.36 |
| 小計 | 999 | 99.9 | 100 |
| 無回答 | 1 | 0.1 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

逆に言えば知っているのは約10%でしかない。

このように見てくると、先の法と経済学からの示唆にあるように、弁護士報酬をめぐる人々の知識はきわめて不完全であり、弁護士報酬という「価格」に不確実性が大きい、ないし、価格が不確実であると思われるのであり、市民の側の合理的な弁護士利用、ひいては合理的な訴訟利用ができないというのが現状であると結論せざるを得ないことが分かる。

このことから政策的な指摘をすることができる。すなわち、(1) 弁護士は、弁護士報酬と裁判にかかる費用について潜在的利用者たる市民に対して分かりやすい形で広報する必要があること、(2) 法律事務所を訪れた市民に対しては初めに、親切丁寧に分かりやすく弁護士報酬と裁判にかかる費用について説明する必要がある、という規範的な提言ができるであろう。

【表6】

| 弁護士にどの程度説明してほしいか 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別 | | | |
|--|------|------|-------|
| | N | % | 5項目% |
| 1. よく説明してほしい | 785 | 78.5 | 81.77 |
| 2. ある程度は説明してほしい | 161 | 16.1 | 16.77 |
| 3. どちらともいえない | 11 | 1.1 | 1.146 |
| 4. あまり説明してくれなくてよい | 3 | 0.3 | 0.31 |
| 5. 説明してくれなくてよい | 0 | 0 | 0.00 |
| 小計1 | 960 | 96 | 100 |
| わからない | 38 | 3.8 | |
| 無回答 | 2 | 0.2 | |
| 小計2 | 40 | 4 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

これは単に法と経済学に基づく市場の効率化のための要請というだけではなく、市民の側の具体的な要望でもある。一般市民に対して以下の質問をした。「あなたが裁判を弁護士に依頼することになったとします。あなたはその弁護士に、以下の事項についてどの程度説明してほしいですか。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。」として、弁護士費用と裁判所に納める費用の区別について、および、弁護士報酬と弁護士実費の区別について質問した。回答は、「1. よく説明してほしい」から「5. 説明してくれなくてよい」までの5段階尺度で回答してもらった。その結果は【表6】【表7】の通りとなっている。

【表7】

| 弁護士にどの程度説明してほしいか 弁護士報酬と弁護士実費の区別 | | | |
|------------------------------------|------|------|-------|
| | N | % | 5項目% |
| 1. よく説明してほしい | 774 | 77.4 | 80.63 |
| 2. ある程度は説明してほしい | 160 | 16 | 16.67 |
| 3. どちらともいえない | 17 | 1.7 | 1.77 |
| 4. あまり説明してくれなくてよい | 9 | 0.9 | 0.94 |
| 5. 説明してくれなくてよい | 0 | 0 | 0.00 |
| 小計1 | 960 | 96 | 100 |
| わからない | 38 | 3.8 | |
| 無回答 | 2 | 0.2 | |
| 小計2 | 40 | 4 | |
| 総合計 | 1000 | 100 | |

このように、弁護士費用と裁判所に納める費用の区別については約82%の市民が「よく説明してほしい」と回答し、「ある程度は説明してほしい」と合わせると約98%に上る。また、弁護士報酬と弁護士実費の区別についても約81%の市民が「よく説明してほしい」と回答し、「ある程度は説明してほしい」と合わせると約97%に上っている。

以上をまとめると、これからの弁護士には、その報酬の具体的内容や内訳、裁判にかかる費用について市民一般に対して広報すること、法律事務所を訪れた個々の市民に対してまず弁護士報酬の内容と内訳について説明しておく必要があることが、法と経済学からの規範的提言としても、市民の側の切実な要望としても求められているのである。

1-2 市民から見た弁護士費用について

.....● 太田勝造教授へ答える

司法改革総合センター事務局長 山田 正記 (39期)



日弁連法務研究財団の「法曹の質研究会」で日頃太田先生から貴重なアドバイスを受けているものとしては、「市民から見た弁護士費用」についての太田先生のご指摘は誠にございましてありがとうございます。

平成17年4月1日から施行されている「弁護士職務基本規程」によれば、「弁護士は、事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。」と定めています(29条1項)。それゆえ、太田先生のご指摘されるように、圧倒的多数の市民が、弁護士報酬と裁判所に納める費用の区別や弁護士報酬と弁護士実費の区別について説明してほしいという要望が強いということは、弁護士の市民に対する説明がまだまだ不十分であるということの証になるでしょう。

市民にとっては、日常生活において何か問題が生じた際に、それが一体法律問題なのか否か、仮に法律問題だとしてもそれを誰に相談したら良いのか悩むところだと思います。法律問題について弁護士に相談することに慣れている企業ならいざ知らず(もっとも企業も法律問題を弁護士にではなく隣接法律専門職に相談しているケースが多く存在している)、市民にとってそのような問題に直面する機会は、一生の間に数は限られているでしょうから当然といえましょう。

日弁連弁護士業務総合推進センターが本年6月に公表した「市民の法的ニーズ調査報告書」によれば、法律相談センター(弁護士会法律相

談センターと日弁連交通事故相談センター)への来訪者の内、事前に相談したものの相手先の上位は、「家族・親戚」が39.1%、「友人・知人」が36.4%、「無料法律相談」が30.3%、「市区町村の相談窓口」が29.8%、「有料法律相談」が17.6%の順となっています(多重回答)。また同じ調査で、法律相談センターで法律相談をすることについてためらいを感じたかについての回答では、ためらいを感じたものが43.9%にのぼっており、その理由として、「費用が分からない」が60.5%、「近づきにくい」が41.1%、「相談料が高額」が26.3%、「話が難しそう」が23.4%となっています(多重回答)。これを見ても弁護士費用が不透明で分かりにくいことが、市民の弁護士へのアクセス障害の大きな理由になっていることが分かります。

現在弁護士報酬については、各弁護士が基本的に自由に定めることができるようになっていきますので、法律相談に来る人に十分な説明をしておかないと後々トラブルが生ずるものにもなりましょう。また、太田先生のご指摘のように市民が弁護士を選ぶ際に、90%以上の人が弁護士費用を「考慮する」ないし「ある程度考慮する」と答えていることからして、市民の最大関心事に対し説明責任を果たすことは、弁護士の責務といえましょう。

この場合適正な報酬はいくら位かということは事件の難易や相手方のあることで一概にはいえませんが、日弁連の「アンケート調査にもとづく市民のための弁護士報酬の目安」(2005年ア

ンケート結果版)により例を示せば以下のとおりです。

(1) 離婚のケース

「夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。3歳の子どもが1人いるが自分が引き取りたい。慰謝料として200万円を請求した。離婚が成立し、慰謝料200万円の支払いを受けた。子どもの親権も得たうえで、養育費として毎月3万円の支払いを受けることになった。」

このケースでは、①離婚調停を受任するときの着手金は、20万円前後がアンケート回答の43.9%、30万円前後が同じく42.9%。報酬金は、30万円前後が42.9%、20万円前後が30.9%です。②離婚調停の不調後も引き続き離婚訴訟を受任し、離婚が成立したときは、追加着手金は、10万円前後が39.8%、0円が29.1%。報酬金は、30万円前後が38.0%、20万円前後が19.9%、40万円前後が19.3%です。③離婚訴訟の段階から受任し、離婚が成立したときは、着手金は、30万円前後が51.1%、20万円前後が25.5%。報酬金は、30万円前後が38.5%、20万円前後が21.7%です。

(2) 個人破産のケース

「金融会社などの10社から総額で400万円の負債(ただし、利息制限法で引き直す前)をかかえている。個人破産を申立て、同時廃止後に免責を得た。」

このケースでは、着手金30万円前後が52.4%、

20万円前後が35.7%。報酬金は、0円が66.8%、20万円前後が15.3%です。

(3) 労働事件のケース

「10年間勤務し、30万円の月給を得ていたが、会社から懲戒解雇を受けたので懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を提起した。その結果、職場復帰を果たした。」

このケースでは、着手金は30万円前後が45.2%、20万円前後が38.1%であり、報酬金は、30万円前後が44.9%、50万円前後が35.6%です。

このように、弁護士の報酬の目安が日弁連から出されていますので、これなども参考資料にして、市民に対しためらいや不安を与えないようにするための手立てを講ずる必要が個々の弁護士に求められています。

司法改革は、社会のすみずみまで法の支配を及ぼすことを目標にして、国民の司法参加、法曹人口の増大、司法の制度的基盤の整備を基本理念に掲げています。その担い手である弁護士に対して、市民が法律相談をし、依頼することにとめらいや不安があるような現状は、早急に改めなければなりません。市民のために、適切な対応、的確な判断、適正な価格で迅速に行動する弁護士こそが今求められている弁護士像といえるのではないのでしょうか。太田先生におかれましては、今後とも温かい目で弁護士を応援していただきたいと願っています。

2-1 法人利用者から見た弁護士費用

.....● 高中正彦先生へ

社団法人 日本経済団体連合会 経済第二本部長 阿部 泰久



法人利用者から見た弁護士費用について、以下考えている点を高中正彦先生にぜひお聞きしたいと思います。

はじめに

法的なトラブルに直面したが、弁護士への依頼を躊躇しなければならない、おそらく最大の理由は報酬（料金）の分かりにくさである。断じて「高さ」ではなく、それ以前の問題である。弁護士を頼みたいが、いくらかかるか分からない、あるいは高そうだと勝手に考えて頼めないとなるのは、個人だけでなく法人企業も同じである。

中小企業であればあるほど 弁護士の敷居は高い

経団連会員企業のような、顧問弁護士や日常的に相談できる弁護士がいて法務サービスの提供を受けているような企業は少数であり、中小企業であればあるほど、法律事務所の敷居は高い。

日本弁護士連合会が、本年2月27日に公表した「中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」によれば、弁護士の利用経験がない中小企業は全体の47.7%であるが、売上高1億円以下の企業では65.0%にのぼる。顧問弁護士・相談できる弁護士がないとの回答は全体で61.5%、売上高1億円以下の企業では77.6%である。法的課題を弁護士に相談しなかった理由として、「弁護士の問題とは思わなかったから（46.6%）」は別として、「料金がかかる、

分かりにくいから」との回答が全体でも3分の1強（34.3%）を占めており、従業員10人以下では39.3%もある。

なお、同報告書が、小規模企業の弁護士費用対策について、日本司法支援センターや国の政策としての小規模企業に対する支援として真剣に考えるべき問題としていることは傾聴に値しよう。

報酬規定に代わるもの？

かつては、日弁連・各弁護士会が「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」を定め、弁護士は、所属する弁護士会の定める「弁護士報酬会規」（東京弁護士会）を参考に報酬を決めていたため、一応の目安となるものがあつた。しかし、平成16年4月1日の改正弁護士法施行により、弁護士会のいわゆる報酬基準が廃止され、弁護士は、依頼者との間において自由に報酬を定めることとなった。

一方で、日弁連は「弁護士の報酬に関する規程」を示し、弁護士は、弁護士の報酬の種類、金額、算定方法、支払時期その他弁護士の報酬を算定するための必要な事項を明示した報酬基準を作成し、事務所に備え置くこととしている。しかし、あくまで「事務所に備え置く」のであって、事務所を訪ねてみなければ、いくらかかるのかは分からない。法律事務所の店頭に料金表を掲げろとは言わないが、これでは、法律事務所の敷居を低くすることにはならない。

最近では、HPなどで報酬額を明示している事務所もあるが、未だ少数派であり、内容も、かつての報酬基準そのままである場合が多い。せめて初回相談料

ぐらいいは、それぞれの事務所が公表するようにしてはどうか。

なお、日弁連のHPでは、「弁護士の費用は、個々の弁護士がその基準を定めることになっており、標準小売価格というようなものはありません。」としながらも、アンケート結果をもとにした「弁護士報酬の目安」を市民向け、中小企業向けに公表している。しかし、2005年2月のアンケート調査の結果であり、また、法律相談が1時間1万円(59%)、5000円(35%)はまだよいとして、知的財産権事件の着手金が100万円(25%)、200万円(25%)、300万円(24%)では、目安にもならないか、300万円を覚悟しなければならないかのどちらかであろう。

ちなみに、東京弁護士会のHPでは、この日弁連のHPを「参考にしてください。」としているだけである。東京の弁護士の報酬は、全国平均より高いのではと感じているが、誤解であろうか。なお、ある地方会のHPには、かつての報酬基準を、廃止されていることを明記した上でそのまま掲げている。これは、単に昔はこうだったというだけなのか、それとも、今でもこれで通用しますよというつもりであろうか。

他の士業との比較では、司法書士会についても、かつては報酬規定があり、弁護士会より1年ほど早く廃止されている。現在、日本司法書士会連合会のHPには、報酬は、各司法書士が自由に定めるとした上で、報酬アンケートの結果が掲載されている。こちらのアンケート結果の方が、地域ごとに平均値と高額者と低額者のそれぞれ10%の平均が示され(随分と差があるのだが)、また実施時期も今年1月と新しいだけ、日弁連よりも親切に思える。

報酬体系の簡素化を

また、弁護士報酬の分かりにくさは、その「料金体系」が複雑なことにも一因がある。

日弁連のHPには、弁護士費用の種類として、着手金、報酬金、手数料、法律相談料、顧問料、日当、実費などがあり、事件の内容(当事者間の争いの有無や難易度の違い)によって、金額が異なるとした上で「弁護士に依頼するときには、総額でどの程度の費用が必要になるのか、よく確認するようにして下さい。」とあるが、まさに、弁護士に初めて依頼する者にとっては、一体全体いくらかかるのかは謎である。

とりわけ、訴訟に入るときの着手金、報酬金、日当・実費の違いは、たとえば悪いが、高級クラブの請求書を見ているようで理解に苦しむ。着手金、報酬金は訴訟対象となる経済的利益や事案の難易度によってどう違うのか、そもそも訴訟に対して何人の弁護士がどれだけの時間かわるのか、あるいは一審で決着がつきそうなのか、控訴審、上告審まで行くことになるのか、やってみなければ分からないようなことでは、依頼者として不安に耐えられない。

もちろん事案の性格にもよるが、補助者も含めた時間×従事者の質といったタイム・チャージ的な考え方が、もっと普及してもよいのではないか。さらに、定型的事案については、一件当たりいくらという定額制で割り切ること必要なのではないか。

これらの方式が優れているとまで言い切る自信はないが、報酬体系をもう少し分かりやすくすることを、弁護士会全体の課題として取り組んでもよいのではないか。

2-2 法人利用者から見た弁護士費用について

.....● 阿部泰久氏へ答える

日弁連 弁護士制度改革推進本部 事務局長 高中 正彦 (31期)



法人利用者から見た弁護士報酬について、阿部泰久様のご意見を拝見いたしました。約30年前に弁護士になったとき、先輩から、「弁護士は依頼者からの報酬で生計を立てているが、その報酬が非常に難しい」と言われたことがあります。まさにそのとおりで、今も、報酬額をいくらとするか、どのように依頼者に説明して了解してもらうかに腐心しています。

弁護士の敷居

阿部様は、中小企業であればあるほど弁護士の敷居は高いとされ、法的なトラブルに直面した場合に弁護士にアクセスすることを躊躇する最大の原因は、弁護士報酬の「わかりにくさ」にあると指摘されます。

弁護士は、自ら敷居を高くして特権的地位にあぐらをかく考えはありませんが、確かに、日弁連が2008年2月に公表した「中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」でも、中小企業が抱える法的問題について、弁護士が適切に対応しきれない現状が浮き彫りとなっています。「弁護士の問題とは思わなかった」との理由をあげる者が多いことは、弁護士側から発信する法情報の提供が不十分であることに大きな原因があると思います。弁護士会としては、中小企業を含めた市民に対する法教育・法情報提供をさらに充実強化し、弁護士にアクセスしやすいよう改善していく方策を検討中です。これからの改善にご期待ください。

しかし、弁護士報酬の「わかりにくさ」につい

て、個々の弁護士や弁護士会が行っている今の情報提供方法では、まだまだ中小企業の要望に応え切っていないとのこと指摘には、特効薬的な解決策はなかなか見いだせていません。

報酬基準

2004年4月に「弁護士報酬基準規定」が廃止され、弁護士は、それぞれの報酬基準を作成して、事務所に備え置くことが義務付けられましたが、大半の弁護士は、廃止された「報酬基準規定」をそのまま自己の報酬基準として事務所に備え置いているのが現状です。阿部様は、せめて初回法律相談料ぐらいは、事務所ごとに公表することにはどうかとご提案ですが、その「公表」手段がなかなか難しいのです。弁護士の広告が2000年10月に自由化され、一部の弁護士は、ホームページ等を充実させ、ご要望の初回法律相談料も明示するようになっていますが、弁護士の最大の広告手段は「口コミ」だとの意識が依然根強いいためか、全ての弁護士がホームページを作成するには至っていません。わが国が高度IT社会になっていることを考えると、弁護士報酬を含む弁護士情報をインターネット等を通じて広く企業・市民に提供するのだという意識を高めていくことが必要だと思います。今弁護士が急増し、若手の弁護士は、さまざまな業務開拓の努力をしていますが、ご要望の弁護士報酬情報の提供は、進んでいくものと期待しています。

弁護士の広報

阿部様は、日弁連や東京弁護士会のホームページの実情をあげて、その不十分さの改善を求めておられますが、私も、基本的に賛成します。日弁連は、「報酬基準規定」廃止後の情報提供手段として、弁護士に対して典型的事案ごとの報酬アンケート調査を行い、その結果を「市民のための弁護士報酬ガイド」と「中小企業のための弁護士報酬の目安」にまとめ弁護士会の窓口などで配布し、またホームページにも掲載していますが、まだまだ広く周知されていません。費用の問題がありますが、マスコミを通じた情報提供なども積極的に活用すべきではないかと思います。なお、東京の弁護士と地方の弁護士の間には報酬額の格差があるのではないかとのご指摘については、残念ながら、調査ができていません。ただ、地域の特性に応じたきめ細やかな報酬情報の提供が必要だとの考えは、もっともだと思います。今後アンケート調査の取り方などを改善していきたいと思います。

報酬体系の簡素化

次に、阿部様は、多くの弁護士が採用している着手金・報酬金・手数料・法律相談料・顧問料などの「報酬体系」の複雑さを解消することをご指摘され、タイム・チャージ的な考え方の普及、定型的事案の定額化をご提案ですが、大いに参考にしたいと思います。

タイム・チャージ方式は、東京などの大規模法律事務所でかなり前から採用されていますが、大企業

は別として、中小企業の経営者はまだまだタイム・チャージ方式による報酬請求になじんでいないと思われること、弁護士の側にも、中小企業経営者に時間単価〇万円という請求をすることのためらいがあることなどから、広く普及するに至っていません。しかし、たとえば、訴状作成〇円、準備書面1通作成〇円、陳述書1通作成〇円、裁判所1回出廷〇円というように、算定根拠を細分化して積算するような方法もあるでしょう。私は、一部の事件に現に採用していますが、依頼者からはわかりやすいと言われています。また、個人破産の申立て事件、債務整理事件などについては、1件〇円と定額化がかなり進行していますが、法律事務処理の合理化を進めて対象事件をさらに広げていくことも必要でしょう。

「経済的利益」を基礎とした着手金・報酬金の算定方式は、多くの弁護士が採用するところですが、実際には経済的利益の算定が難しいと感じています。阿部様は、「高級クラブの請求書」のようだと嘆息されますが、事件の帰趨・見通しは、弁護士も事の性質上なかなか断言できないのです。しかし、依頼者に対して懇切丁寧に報酬の内容等を説明することは別問題であり、弁護士は、そのための努力を惜しむことがあってはならないと思います。今まで以上に、それぞれの弁護士が創意工夫をこらして独自のわかりやすい報酬基準を作成し、依頼者に対して説明を尽くす努力がますます求められると考えます。

阿部様のご意見を大いに参考にし、弁護士報酬に起因するアクセス障害をなくすための方策を検討・実施し、中小企業を含む市民に身近で信頼される弁護士を目指したいと思います。

3 弁護士報酬への一考察

朝日新聞編集委員 藤森 研

弁護士費用についての不確実性と高額請求への不安が、民事訴訟などの利用を躊躇させてきたことは間違いない。

まず解決しなければならないのは、不確実性の問題だ。何と何にいくらで、結局何円かかりそうかという見積もりを、弁護士がきちんと示すことが望ましいだろう。訴訟で得られそうな結果やその可能性の程度も勘案し、依頼者は依頼すべきかを判断する。他の弁護士からも見積もりを徴して比較できれば、なおいいだろう。事情変更は、生じた時点で見積もりを修正していけばいい。

弁護士報酬のもう一つの問題は「高額不安」だ。離婚事案で着手金と報酬金を合わせて50万円ならば、弁護士にとっては「安い」のかもしれない。しかし、実家の支援を得られず、子どもを抱えて離婚に踏み切る主婦にとって、50万円というお金は「高い」と感じられるだろう。

自らもかつて依頼者となった経験があり、中年以後にひとり頑張って司法試験をパスした女性弁護士と、50万円は高いか、安いかと話し合ったことがある。彼女はこう言った。「弁護士は、依頼者が一人で抱えてきた悩みを肩代わりしてくれる存在にもなれる。その対価としての50万円は、はたして高いとばかりいえるでしょうか」

それぞれの弁護士報酬の評価は、事件や人によって違うのであろう。だが、以下ではあえて、弁護士報酬は一般的に見て、高いのか安いのかを、考えていきたい。

弁護士と共通点も多い専門職である医師の場合には、患者（市民）の支払い額と受け取る報酬額との

間に、医療保険制度というクッションがはさまる。しかし弁護士報酬は支払う市民と受け取る弁護士が直接に向き合う関係になるだけに、利害がぶつかる場面も多くなる。

「司法を身近で利用しやすいものに」という司法改革の建前を否定する人は少ないだろう。そして身も蓋もなく言えば、ユーザーである市民の側にとっては、弁護士報酬は低いほど、「司法は身近で利用しやすい」くなる。

しかし、弁護士の側からは、経費や自営業であること不安定さ、仕事の質から、いまの弁護士報酬の水準は決してそう高いものではない、と言いたくなるだろう。

弁護士報酬を考えていくことは、結局、弁護士の所得水準や暮らし向きはどの程度が社会的に「適正」なのかを、皆で考え合うことにも帰着する。

仕事柄、比較的多くの弁護士とつきあってきた私の感じは、「皆さん、殆ど例外なくある程度の余裕はあるが、そんなに贅沢はしていないのではないか」といったところだ。ただ、これは、印象にすぎない。

客観的な所得水準比較の手がかりとして、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」を見てみよう。平成19年6月調査の職種別給与等の表が、ネットに公開されている。

「弁護士」の欄を見ると、昨年6月の平均給与は53万9500円、前年1年間の「年間賞与その他特別給与額」は204万3500円だ。6月給与を12倍し、「年間賞与その他……」とを機械的に足して年間所得とすれば、計851万7500円となる。

「そんなに低い」と驚かれるかもしれない。この調査は10人規模以上の事業所が対象だ。弁護士といっても企業に雇われている人や、10人以上の法律事務所の勤務弁護士らだけが対象になっているのだろう。平均年齢は35歳、勤続平均は2.9年だった。

同じ調査で、「医師」について上記方式で「年間所得」を計算すると、1104万1700円となる。勤務医の平均である。調査対象者の平均年齢は40歳だった。同様に「電子計算機オペレーター」（平均年齢34.8歳）は、年間所得351万1900円。「自動車外交販売員」（同35.2歳）は440万5400円。「理容・美容師」（同28.5歳）は266万2900円。「大学教授」（同56.5歳）は1122万2300円だった。

雇われた場合、同世代のセールスマンやオペレーターに比べると約2倍の所得水準だ。弁護士は高度に専門的な能力を持ち、資格を得るまで時間的、経済的な投資もしてきたのだから、この程度の所得を得ても当然だという見方がある。私もこの数字の限りでは、そちらの考えに傾く。

弁護士全体ではどうか。「弁護士白書」2006年版によれば、弁護士所得の中央値平均は1632万円だという。所得の倍ほどの収入から経費を差し引いたものだ。経費との関係で1632万円が実態そのままか、には疑問も残るが、ともあれ、1632万円という年間所得額を、改めて先の「賃金構造基本統計調査」の各職種と比べてみる。

今度はかなり高い感じがしてくる。弁護士の一部高所得層に目を向けると、いっそうその感が募る。

同白書によれば、1週間の平均就労時間が80時間

以上の弁護士の7.4パーセントは、所得が5000万円以上だった。週80時間労働というのもすごい、弁護士の中には市民感覚を超えた一部富裕層がいる。経済的には割の良くない仕事に黙々と従事する弁護士がいる一方、プロボノに無関心で金儲け一筋といった弁護士が「優秀弁護士」などともてはやされるのは、美しい図ではない。せめて公的活動への金銭負担をもっと引き受けてもらうなど、弁護士内格差の是正の工夫は進めてよいのではないだろうか。

ただ、問題の一番の焦点は、平均的な1632万円という弁護士の所得水準を、どう見るかであろう。

格差や貧困が社会的問題になっている今、この水準はやはり相当に恵まれている、と見られよう。維持しなければならぬ水準だとは言えまい。

いま、法曹人口増の弊害を叫ぶ声が高まってきている。これに対して元司法制度改革審議会会長の佐藤幸治氏は、こう語っていた（2007年11月17日・朝日新聞）。

『「就職難が進む」という指摘は、従来の弁護士のイメージにとらわれすぎだ。増員が弁護士の生活に影響することは避けられないが、一方で過疎地や公設事務所などでの需要は増えている面もある。ここは『新しい弁護士像』はいかにあるべきかの観点で考えたい』

この意見は、弁護士の従来の報酬水準、さらには所得水準を守りたいと考え、法曹増による競争の強まりを嫌う人たちに対しても、当てはまる呼びかけのように思われる。社会や司法を市民本位に変えていこうとする大きな流れの中で、佐藤氏の考えに賛成する市民は少なくないだろう。

4 弁護士報酬についてホンネで語る

弁護士の報酬基準を示した弁護士会の報酬規定は平成16年に廃止され、それに伴い弁護士は必ず報酬に関する基準を事務所に備えつけることが義務づけられた。そのため報酬について全く見当がつかないということはない。しかし弁護士報酬について

は、高額であるとか、基準が明確でない等の批判をいまだよく耳にする。そこで、弁護士報酬について、当の弁護士自身はどう考えているのか、28期から57期までの会員9人に意見を聞いてみた。

(構成：石黒 清子)

法律相談料

司会：今回は、弁護士の報酬そのものについて、忌憚のない意見をうかがえたらと思います。まずは、一般的な法律相談料については、いかがでしょうか。

A：私の事務所の法律相談料は、30分で消費税込み5250円です。

B：私も同じです。廃止された弁護士会の報酬規定がその額でしたから、多くの事務所が、そのままその額を踏襲していると思います。

司会：では、多くの事務所が採用している30分で5250円という法律相談料は、高いと思われますか、安いと思われますか。

C：私の知り合いの弁護士は、法律相談は無料にしていると言っていましたから、そんな弁護士と比べられたら、高いということになるのでしょうか。

D：無料にして、ペイするのでしょうか？

C：法律相談だけで終わってしまえば、ペイはしないでしょうが、「相談は無料」と表示すれば、市民は、気軽に相談にでかけ、相談にくる市民が増えれば、受任事件も増え、受任事件が増えれば報酬を期待できます。というわけで、報酬率の高い受任事件を増やすための集客効果をねらったもので、それなりに計算された方法だと思います。

A：法律相談だけで終われば、市民にとってはお得ですが、結局、事件を依頼することになれば、それ

までの法律相談料も加味して、事件の着手金を決めるのが通常でしょうから、有料の法律相談の場合と変わりはないと思います。

E：利用者からみれば、安ければ安いほどいいのは当たり前でしょう。でも、私は、金銭や人生にかかわる問題を解決するための糸口となる法的な助言を受けられることを考えれば、30分の法律相談料が5250円というのは、決して高くはないと思います。

A：自分で、本を買って勉強したとしても、30分5250円では済みませんからね。純粋な時間給としてみても、安いと思います。

F：私も、20分で3000円～5000円もする占いの鑑定料と比べたら、安いと思います。占いの鑑定料が高すぎるという話は聞きませんよね。

G：占いは、はじめから信じている人が行くからではないですか。法律相談だって、信じている弁護士なら、たとえ30分1万円だって高いとは思わないのでは？

F：以前、広報委員会市民交流部会の市民メンバーの一人が、自分の満足のいく回答が得られた場合には、高いとは思わないが、納得のいく回答が得られなかった場合には高いと思うと、話しておられました。

国選弁護報酬

司会：それでは、次に具体的な事件処理を受任する場合の報酬についてお聞きします。まずは、刑事事件の

場合、報酬基準が明示されている国選弁護制度がありますので、この点についてご意見をうかがわせてください。

H：公判期日1回の地裁単独事件で、公判前整理手続がないもので、報酬が8万2800円。その額だけを聞くと、高いと思われがちですが、事件処理のために弁護士が費やす時間を考えれば、国選弁護の報酬は、異常に低額だと思います。

I：私が先日担当した国選弁護事件の報酬は、交通費を除く出張旅費込みという計算で約14万6000円でした。起訴事件に続いて次々と3件が追起訴された住居侵入窃盗等の事案でしたが、被告人は、立川駅から徒歩20分のところにある警視庁多摩分室に勾留されていました。この事件処理のため、私は、4回の裁判期日、検察庁八王子支部への記録の閲覧謄写、警視庁多摩分室への接見に、それぞれ往復3時間、共同正犯裁判事例の調査、被害者複数に対する示談交渉、送金手続、情状証人との打ち合わせ、弁論要旨作成等計52時間を使いました。これを時給に換算すると2800円にすぎません。これでは、国選弁護をやっている、事務所も維持できません。

H：そうです。独立して事務所を構え、業務を行っている通常の自営の弁護士の場合、弁護士業務を行うために最低限必要な経費、すなわち、事務所の家賃や光熱費等の維持費、コピー・FAX・電話、パソコン等のリース料、事務所員の人件費、社会保険料等も見込んだうえで、報酬設定がなされなければ、そもそも業として成り立たず、やってはいけなくなってしまう。時給2800円では、純粋な労働の対価部分は、最低賃金にもみたくないどころか、ゼロとなってしまいます。

B：弁護士に犠牲を課するような報酬設定が、国の制度として容認されていること自体問題だと思います。

H：2007年8月23日の日弁連意見書でも、「適切な弁護士報酬」とは、弁護人が弁護士として事務所経営を維持しながら、適正な弁護活動を行うために必要とされる報酬であり、最低限の経費として時給換算で8313円(2006年弁護士センサス集計結果)、経営を維持するために必要な収入時間単価として1万5202円(同)が必要だとしています。

家事事件の報酬

I：家事事件の報酬も異常に低いと思います。

F：そうですね。私が法テラスで受けた横浜の家庭裁判所での養育費と慰謝料の請求事件は、相手方が何度か無断欠席をしたため、半年間、1回につき、往復最低3時間を要する6回の調停期日を要したものの、結局不調に終わった事件でしたが、着手金は消費税込みで12万6000円にすぎませんでした。依頼者との打ち合わせや相手方との期日間交渉、裁判所へ提出する書類のほか、法テラスに提出しなければならない書類の作成時間も加算されることを考えると、刑事国選事件と同様、とてもペイしない仕事と言わざるを得ません。

G：でも、法テラスの仕事は、本当に困っている人を助けるやりがいがある仕事だと私は思います。

F：私も、やりがいのある仕事だとは思っています。だからこそ、決して依頼者や法テラスの担当者に文句を言ったりはしませんが、制度として考えると、弁護士の善意や犠牲に、そもそも期待するようなものであってはいけないうのです。

司会：今の話ですが、法テラスの事件だから報酬が低いのですか。それとも、家事事件の報酬は一般に低いのでしょうか？

E：一般に低いと思います。たとえば、かつての弁護

裁判官の年収一覧

| 区 分 | 年収額(円) | 区 分 | 年収額(円) | 区 分 | 年収額(円) |
|----------------|------------|-----------------|------------|-------------------|-----------|
| 最高裁判所長官 | 39,674,880 | 判事6号・簡易裁判所判事3号 | 12,553,379 | 判事補5号・簡易裁判所判事10号 | 6,402,740 |
| 最高裁判所判事 | 28,964,040 | 判事7号・簡易裁判所判事4号 | 11,330,760 | 判事補6号・簡易裁判所判事11号 | 6,220,736 |
| 東京高等裁判所長官 | 27,724,200 | 判事8号 | 10,211,459 | 判事補7号・簡易裁判所判事12号 | 6,010,455 |
| その他の高等裁判所長官 | 25,692,240 | 簡易裁判所判事5号 | 9,353,090 | 判事補8号・簡易裁判所判事13号 | 5,878,142 |
| 判事1号 | 23,178,120 | 判事補1号・簡易裁判所判事6号 | 8,979,116 | 判事補9号・簡易裁判所判事14号 | 5,561,371 |
| 判事2号 | 20,405,699 | 判事補2号・簡易裁判所判事7号 | 8,253,836 | 判事補10号・簡易裁判所判事15号 | 5,453,766 |
| 判事3号 | 19,045,320 | 判事補3号・簡易裁判所判事8号 | 7,486,521 | 判事補11号・簡易裁判所判事16号 | 5,229,891 |
| 判事4号・簡易裁判所判事1号 | 16,135,139 | 判事補4号・簡易裁判所判事9号 | 7,002,272 | 判事補12号・簡易裁判所判事17号 | 5,118,707 |
| 判事5号・簡易裁判所判事2号 | 13,948,200 | | | | |

士会の報酬規定でも、財産分与等の離婚給付を含まない純粋な離婚の交渉・調停事件の着手金や報酬金は、それぞれ30万円とされていました。家事事件の特性として、弁護士には、依頼者に対する法的な助言だけでなく、カウンセラー的要素も求められることや、解決に要する時間を考えると、一般の民事事件に比べ、かなり低いと思います。

司会：弁護士会の報酬規定でも低かったのには、何か理由があるのでしょうか？

F：かつては、弁護士の中でも、家事事件は、誰でも簡単にできると思われていたのではないのでしょうか。しかし、家事事件は、社会の構成要素の基本をなす家族関係を規律するものであり、他の法律関係に与える影響が大きいだけでなく、専門性を要する特殊な分野ですから、家事事件を取り扱う弁護士の業務にもそれなりの評価が与えられるべきだと考えます。

司会：しかし、離婚事件の着手金や報酬金がそれぞれ30万円というのは、幼い子どもをかかえて離婚しようとする専業主婦の妻の立場からすると、むしろ、高すぎるという声が聞かれますが、どうでしょうか？

H：エンゲージリングや結納に、100万円もかけたりしていることを考えれば、離婚のための弁護士報酬が、それくらいだとしても高いとは思いません。

I：結婚や離婚は、人の人生を大きく左右する重大な選択の一つです。それに疑問を差し挟む方はおられないでしょう。離婚事件を依頼に来られる方は、まさにこの結婚という重大な選択を、そうだと知りつつ、自らの意思で行ったわけです。ですから、その自らの重大な結婚という選択に誤りがあった場合に、それを正すために、言い換えれば、その後の人生を再び変えるために、弁護士に依頼する離婚事件の報酬がそれなりの額になるのは仕方のないことだと思います。

H：離婚後の時間、人生を、いくらで手に入れるかという話ですよね。しかし、現実の支払能力を考えて、弁護士報酬は、むしろ一般の民事事件よりも低額なラインに押さえられていると思います。

民事事件の報酬

司会：民事事件の報酬はどうでしょうか？

E：かつての弁護士会の報酬規定も、現在の各事務所備えつけの報酬規定でも、依頼者の受ける経済的利益の額に応じて、一定の割合で報酬が定められているというのが一般的でしょう。

B：弁護士は、それを踏まえて、依頼者に、事件の見通しと費用対効果を説明し、報酬等、費用の支払いが困難な場合には、報酬等を立て替え払いしてくれる法テラスを紹介しています。

司会：そうであれば、報酬額は明確に決まるはずですが、市民からは、弁護士の報酬がいくらになるかわからないので不安だという声をよく聞きます。これは、どういうことでしょうか？

B：たとえば、交通事故の損害賠償請求事件や遺産分割事件などでは、受任したばかりの段階では、損害額や遺産総額が明確になっておらず、経済的利益の額がはっきりしないため、報酬規定があっても、ただちに報酬額を明示できないということがよくあります。そんなときは、経済的利益の額がはっきりした段階で、報酬額を改めて決めましょうとしてしまうこともあります。

司会：それで仕事を進めてしまって、トラブルにはなりませんか？

B：これまで、弁護士の依頼者は、通常、かつての依頼者とか知人とか、とにかく自分の知り合いの紹介で

検事の年収一覧

| 区 分 | 年収額(円) | 区 分 | 年収額(円) | 区 分 | 年収額(円) |
|------------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| 検事総長 | 28,964,040 | 検事5号 | 13,948,200 | 検事13号 | 6,402,740 |
| 次長検事 | 23,677,499 | 検事6号 | 12,553,379 | 検事14号 | 6,220,736 |
| 東京高等検察庁検事長 | 25,692,240 | 検事7号 | 11,330,760 | 検事15号 | 6,010,455 |
| その他の検事長 | 23,677,499 | 検事8号 | 10,211,459 | 検事16号 | 5,878,142 |
| 検事1号 | 23,178,120 | 検事9号 | 8,979,116 | 検事17号 | 5,561,371 |
| 検事2号 | 20,405,699 | 検事10号 | 8,253,836 | 検事18号 | 5,453,766 |
| 検事3号 | 19,045,320 | 検事11号 | 7,486,521 | 検事19号 | 5,229,891 |
| 検事4号 | 16,135,139 | 検事12号 | 7,002,272 | 検事20号 | 5,118,707 |

(注)1 判事及び簡易裁判所判事の年収額は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の規定による特別のものに限り、判事にあっては23,505,299円、簡易裁判所判事にあっては19,045,320円とすることができる。

2 年収額の算定に当たっては、報酬・俸給、初任給調整手当及び一時金(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の合算額として試算した。

— 裁判官・検事の年間収入に関する2001年7月17日付政府答弁。その後、2度にわたる若干の裁判官報酬等減額や逆に大都市等の地域手当支給などの経緯あり —

来られる方がほとんどでしたから、最初から信頼関係が築かれていたため、そのようなトラブルはめったにありませんでした。しかし、弁護士人口が増え、一見の依頼者も増えてくると、依頼者はもちろん弁護士にとっても、トラブルを避けるため、最初から報酬に関する事項を含んだ契約をかわしておく必要があります。

弁護士報酬多寡の基準

司会：ここでは、一般論として、**弁護士報酬の多寡を考える基準について考えてみたいと思います。**

C：弁護士報酬の多寡を決める基準は、やはり第一に依頼者が受ける経済的利益の額であると思います。経済法則からいって当然でしょう。

A：賛成です。しかし、だからといって、経済的利益の額が低ければ、弁護士報酬もその割合に応じて単純に安くなるというのはどうかと思います。かつての弁護士会の報酬規定もそうでしたが、現在の私の事務所の報酬規定では、事件を受任する際の着手金は、10万円を最低額と定めています。

H：でも、たとえば、10万円の貸金返還請求事件に、着手金として10万円、報酬金として10万円を弁護士に支払う市民はいないでしょう。市民からすれば、この弁護士報酬は、高すぎるということになりますよね。

F：確かにそうですが、それが法外な請求でしょうか。1000万円の請求でも、10万円の請求でも、さらにいえば、1万円の請求でも、貸金返還請求事件において、弁護士がする業務内容に差異はありません。その点を考えますと、弁護士が最低基準を設けるのは当然だと思いますし、着手金の最低金額が10万円というのは、むしろ良心的とさえ思えます。依頼者にしてみれば、経済的利益の額が低い事件ほど、弁

護士報酬が高いと感じるのも無理はないと思いますが、弁護士にもこのような事情があるわけです。

C：確かアメリカでは、事件の経済的利益の額のおよそ30～40%が弁護士の報酬だと聞いています。それと比べたら、日本の弁護士の報酬は低い方だと思います。

司会：ではなぜ、日本でも、**弁護士報酬が高いと市民から言われるのでしょうか？**

I：知的労働に対する無理解や無形のサービスに対する評価の低さに起因しているのではないのでしょうか。

H：100円ショップも繁盛しているようですから一概には言えませんが、昨今の物価、たとえば、サラリーマンが接待でバーに行ったときに使う費用—座って3000円・2時間で1万円とか、若い女性が身につけている10万円や20万円はザラというバッグや装身具の値段、新幹線や飛行機代、旅館の宿泊費、一粒300円のチョコレート等、それらの店にそれなりに行列ができていることを思えば、日本の弁護士報酬が高いとは思えません。

B：一般論としては、そうですね。しかし、実際に弁護士に依頼した人について言えば、私の経験では、訴訟の結果に納得ができないと、弁護士報酬が高いと感じ、納得できれば安い、もしくは、適正と感じているのだと思います。

F：同感です。勝って当たり前という例外的事件は除き、通常、弁護士に依頼するような事件は、互いに言い分があり、訴訟でないと決着をつけられないような事件です。その場合、当事者はいずれも、自分の言い分が通って当たり前だと思っています。しかし、神様ではない、人間の裁判官が判断を下す以上、実際の裁判では、証拠がないと勝てません。だからこそ、立証責任をはじめとした訴訟法上のルールが存在し、われわれ弁護士という専門職も設けら

れているわけです。それゆえ、われわれ弁護士は、証拠をみながら、判決になったらどうなるかを考えつつ、和解の可能性も視野にいれて裁判を進め、依頼者に助言しますが、そういった裁判の仕組みを理解してもらえないために、得られた結果に満足してもらえないことも少なくないように思います。結果に不満が残れば、報酬を高いと感じるのも当然でしょう。

H：私は、弁護士の報酬は、一度に支払わなければならないために、市民は高いと感じているのではないかと思います。

D：最近では、「分割払いも可」としている事務所が多いように思いますが。

I：法テラスでは、立て替え払いした弁護士報酬を、依頼者から月額5000円から1万円ほどで、分割返済を受けているようです。これなら、負担になるとは思えません。

C：医師の治療費と比べると、保険制度が整備されていない点も高いと感じる理由の一つでしょう。健康保険制度のおかげで、患者が医師に対して現実に支払うお金は、実際の治療費の1～3割ですんでいます。そのため、市民が、治療費を高いと感じることはありませんが、弁護士の場合、保険制度がなく、全額の請求を一度に受けるため、どうしても高く感じてしまいます。

A：それゆえ、日弁連では、依頼者の負担が少なくなるよう、現在、被保険者やその家族が万一の事故や被害にあって損害賠償を請求する場合、弁護士費用が保険金から支払われるという権利保護保険の整備と宣伝を進めています。

弁護士の所得

司会：日本における弁護士の年収の高さから、適正な

弁護士報酬を議論する意見もありますが、これについてはどう思われますか？

B：ある職業集団の平均年収を他の業種や社会一般の実情等と比較するにしても、報酬は、個別・具体的な事情によって千差万別に決まるものであることを考えると、それが「適正」かどうかを、誰がどのように判断するというのでしょうか。

C：そもそも、弁護士の年収が高いということ自体、疑問です。なぜ、そういえるんですか？

司会：日弁連発行の「弁護士白書」2006年版によると、弁護士所得の平均値は1632万円です。これを他の職業と比較すれば、やはり高額なではありませんか？

C：弁護士白書の統計結果自体、実体を反映したものではありません。そのデータを導き出すのに使用したアンケート調査の回答率は、2割程度だったと聞いています。いくら無記名だとはいっても、低収入の弁護士ほど、恥ずかしくて、このような調査には答えられません。私もその一人です。

A：確かに、周りにこれだけの所得のある弁護士なんて、あまりいないんじゃないですか。

H：仮に、弁護士が平均して1600万円程度の所得を得ているとしても、同じ法曹界に身を置き、司法の一翼を担う検事や裁判官の生涯賃金と比べ、決して高すぎるといえることはないと思います。確かに、転勤という負担は割り引かないといけないかもしれませんが、官舎の入居費用は民間と比べて比較にならないほど安くなっており、実質所得で比べれば、やはり遜色ないものと感じます。

D：仮に、弁護士が平均して1600万円程度の所得を得ているとしても、これだけの所得は恵まれ過ぎているから、弁護士報酬を安くしろというのはどうかと思います。同じ法曹界に入った検察官や裁判官はもちろん、医者や会社役員、一流企業のサラリーマン等

になった高校や大学時代の同級生と比べても、弁護士の収入だけが突出して多いとは思えないのです。

I：多くが自営の弁護士である以上、比較の対象は、コンサルタント等を行っている独立系業者であるべきだと思いますが、そういった観点からみると、日本には、適切な比較対象がないように思われます。

H：私も、同程度の教育を受けた労働者や実業家の年収と比較するのならばともかく、全労働者の年収と比べ、弁護士の年収・所得が多いことを問題にして、弁護士の報酬を安くしろと言われてもなあと思います。

G：多くの所得を得ている弁護士ほど、労働時間も多いというのが私の印象です。先ほどの話にも出ていましたが、所得の多い弁護士も、時間給に直したら、他の一般の職種とそれほど変わりはないのではないのでしょうか。

D：そもそも、商品の価格は、その商品の性能・品質やブランド力、原材料価格や需給バランスといった要因から、サービスの対価は、サービスの内容や需給バランス等から、決まってくるものであり、決して、販売者の懐具合から逆算して決定されるものではないと考えます。確かに、弁護士の場合は、弁護士法により、法律事務の独占という恩恵を受けていますが、これは、専門職ゆえに与えられたものであり、それによって報酬を安くすべきという理屈にはならないと思います。

G：弁護士の使命の重大性を認識し、法的な専門知識や経験という価値を高く評価したからこそ、弁護士を専門職としたのでしょう。それにもかかわらず、年収・所得を他の一般労働者と比較して報酬の多寡を論じることは、弁護士業務に対し、理解がなすすぎだと思います。

I：弁護士は、専門的知識を持ち、弁護士自治によって権力からも守られ、自由な活動が保証されてい

る専門職であるからこそ、依頼者も安心して事件を依頼できます。そのために、それなりの報酬を支払うのは当然でしょう。そうでなければ、弁護士は、資格を得るのも大変、職についても心労ばかりが多くて、収入も得られない魅力のない職業になってしまいます。まあそれはそれでいいのかもしれませんが、理想論だけで人権の擁護と社会的正義の実現を期待するのは難しいと思います。

司会：法曹人口増員論に対し、弁護士が反対するのは、従来の年収・所得を守りたいからだとする批判の声に対してはどう思いますか？

G：弁護士が、自分たちの報酬を守りたいから、弁護士増員論に反対しているというのは全くの誤解だと思います。私は、そもそも、「弁護士人口が増加して競争が強まれば、淘汰され、市民は安くて良いサービスが受けられるようになる」という図式自体に疑問を持っています。弁護士が受任するのは、高度の専門的知識を要する法律問題にかかわる案件です。しかし、市民が、弁護士に事件を依頼することなんて、一生に何度もあるものではありません。そんな市民が、安くて良いサービスの受けられる弁護士かどうかを、どうやって見分けることができるのでしょうか。確かに、競争が強まれば淘汰は起こるでしょうが、質の悪い弁護士が淘汰されるまでの実験台にされる市民はたまったものではありません。法曹人口の増員では、弁護士の報酬ではなく、質の維持が問題視されているのです。

D：私は、たとえば「言論の自由を維持するためには、再販制度を維持すべきである」との新聞社の主張に賛成しています。これと「弁護士の質を維持するためには、弁護士に過度の競争を行わせるべきではない」という主張は、大差がないと思うのです。

司会：今日はいろいろとありがとうございました。

5 紛争の現場から

紛議調停委員会副委員長 内田 智 (42期)

1 紛議調停事件の申立

弁護士法及び会規・会則に基づき、弁護士と依頼者との間で生ずる紛争を単位弁護士会が主宰する調停によって解決するため、東京弁護士会でも紛議調停委員会が設置され紛議調停制度が運用されている。現在委員会では、17の部会(原則4人で構成)に分かれて個別事案の調停を行う「部会制」をとっている。事件の相手方となった会員は、毎月1回開かれる全体委員会で配点されて各部会が具体的に担当することとなった調停事件につき、原則として申立人と同一期日に呼び出される。調停は、月1回程度のペースで実施されている。最近数年の新件受理数は年間合計100件程度であり、調停成立で終了するのはそのうちの約半分で、他は不調(不成立)か取り下げとなる。

2 紛争のパターン

報酬に関する紛議調停の申立は、少なくとも全体の三分の一程度を占める。内容としては、(敗訴したから)「着手金の一部または全部を返せ」というものや、(勝訴した場合に)「成功報酬の定めが高すぎるので妥当な金額の調停を望む」とするものが多い。中には、敗訴したのは弁護士の責任だから「訴訟で求めた金額と同額を弁護士が支払うべきである」と請求するものもある。こうなると報酬問題ではなく、弁護過誤事件或いは敗訴に対しての言わば「罰金」である(当然、多くの場合は不調となる)。

また、依頼者が弁護士から暴言を吐かれたとか、事務所に何度電話しても連絡がとれずに困ったとか事件や手続き(尋問や和解等)の説明や進め方が不足しました不十分なために不満を持ったとか、書類や預かり金を渡してくれない等として、弁護士に対して謝罪や説明

等を求めるという理由で調停が申し立てられることがある。しかし結局は、弁護士報酬を減額して欲しい(敗訴の場合は着手金の一部を返してもらいたい)という内容を含む場合も多い。そのようにして、何らかの金銭要求を伴う申立が全体の半分程度はあるようである。

3 紛議調停委員会の調停の方針

各部会では、原則として本人の出頭を求めるが代理人の選任・出頭も可能である。一方、正当な理由もなく答弁書を提出せず出頭もしないとすると、そのこと自体が会規違反として相手方会員に対する弁護士会による綱紀事件の対象となりうることに留意が必要である。実情として大多数の会員は、相手方となった場合に誠実に委員会からの答弁書提出や出頭等の指示に応じて頂いている。当然ながら紛議調停制度は、弁護士の利益保護のためのものではないが、濫訴的な申立(客観的な根拠が不十分な請求とか、繰り返しの事例)や主観的・感情的で精神的に不安定な申立人によるものなども相当数はある。委員会は、個別案件毎に当事者の双方から事情をよく聴き書類等の検討も行って妥当な審理を行うように努めている。したがってその結果、会員の正当な弁護士活動を擁護できる場合も多いと自負をしている。

4 弁護士報酬会規の廃止後の報酬問題

独禁法上の問題を経済界等から指摘されるなどして平成16年に当会の弁護士会報酬会規が廃止された後、弁護士報酬について原則として公序良俗に反しない限りは当事者間の自由な取り決めをした内容で有効と解されているように思われる。しかし最近の申立事件で、報酬会規の存在していた時代の顧問料

の定め（契約書では毎月40万円）を主張して、「預かり金」の使用明細開示と返還を求めた申立人（個人の依頼者）に対し、未払顧問料請求権（合計数千万円に及ぶ額）による相殺を主張した会員がおられた。その件は、受任者の報告義務や精算義務不遵守の点からも報酬会規廃止後の分についても不当な主張であることが明らかであった。ときとして非常に高額な弁護士報酬の定めをしておられる会員が存在することに、一委員として驚かされることがある。

その場合の「高額」の意味であるが、同業者である委員から当該事件を概観した場合に、実際の処理の難易度や証拠収集等を含めた手続き上の労力、専門知識・特殊技術の必要性等種々の要素を踏まえても明らかに「取りすぎ」と思われる場合があるということである（公序良俗に反して無効とまでは言えなくとも）。また一般的な事件でも、法律相談料、仮処分事件や関連事件の費用・報酬及び執行に要した報酬までを含めると、紛争全体に対する弁護士報酬が依頼者にとって大きすぎると感じられるケースもある。後者の場合は、とくに事件全体に対する説明と依頼者から十分に了解を取り付けているか否かが重要となってくる。前者の場合に、依頼者と弁護士との信頼関係が存在し依頼者に納得感が得られていれば、事なきを得てそのまま通り過ぎていったかも知れない。しかし訴訟の結果が当初の予想と異なり依頼者の「当てが外れた」とか、前記のごとく弁護士側に暴言・連絡ミス・書類不交付等の問題があるなど依頼者の不満を引き金に一挙に問題が表面化する。そのような場合、弁護士の品位を害する（綱紀・懲戒案件対象）事案とまでは行かなくても、委員会側から常識的な見解が披瀝されて調停委員会としての減額案を提示することが普通である。仮に担当部会の委員間で、「高額」か否か判断が分かれるようなケースでは、全体委

員会において数十名の委員に事案の概要を紹介したうえで意見を求めることもある。そのようにして、紛議調停では、申立人と相手方の各見解を単純に「足して二で割る」式に運営しているものではなく、多くの弁護士の叡智を結集して妥当な解決策を模索していることを、会員の皆様には知っておいて頂きたい。

5 永遠のテーマ

私は司法修習42期として20年前に修習をしたが、当時も今も、そして今後とも、依頼者の法的紛争に専門家として関与することで生活の糧を得ている弁護士にとって究極かつ永遠のテーマが報酬の問題であると思われる。弁護士に限られた貴重な時間を費やして専門知識と習得した技術を駆使して依頼者のために働くことで得る対価を、果たしてどのように定めるのが社会的にみて妥当なのか。委員会に10年以上籍を置いていると、反面教師としての事例（このような報酬の頂き方をすると依頼者との間で紛議事案が起こる可能性が高いという失敗例）を多く知ることはできるが、それでは一体、どのようにして紛争が防げるかという回答は必ずしも判然としにくい。

しかし紛議調停委員会における諸種の紛争事例から抽出してみると、弁護士にとっての報酬問題の一定の指針として次の点を指摘できよう。それは①法律の専門家であっても「金銭感覚」について社会常識を探究して客観的に妥当な水準を弁える努力、②依頼者との「意思疎通」を意識して図ることに努める、そして③判断が難しいと感じるケースでは先輩や同僚弁護士の意見も聴いてみる「慎重さ」（依頼者にとっては「謙虚さ」に映ずる）ということである。依頼者との間での非生産的な報酬の紛争を回避する上でそのような心がけが重要であるということができよう。